

宇和島市発注土木工事における三者会議対象工事 特記仕様書

第1条 「三者会議」の設置

本工事は、設計の意図や施工上の留意点及び課題を施工者に正確に伝達し、設計図書と現場との整合性を確認することにより、工事施工の円滑化と工事の品質確保を図るため、設計者、施工者及び発注者間の情報共有等を行う「三者会議」の設置対象工事である。

第2条 その他

設計者及び施工者は、発注者が三者会議の効果や課題等を把握するため、フォローアップ調査を実施する場合は、その調査に協力すること。